

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 前橋市

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の活用支援事業	リフォーム補助(居住支援)事業	1年以上居住していない空き家を、住居として活用するために改修する費用に対し補助。	<p>対象者</p> <p>①売買・相続・譲渡等により取得した空き家をリフォームし、居住しようとする個人</p> <p>②売買・相続・譲渡等により取得した空き家をリフォームし、親族関係にある者に貸そうとする個人</p> <p>③親族関係にある者から借りた空き家をリフォームし、居住しようとする個人</p> <p>要件</p> <p>①申請前に「空家利活用センター」へ事前相談した者(現地調査により申請が適切な者)</p> <p>②前橋市内に本店・支店・営業所・営業拠点を置く者と工事契約すること</p> <p>③市税の滞納がない者</p> <p>④過去に本事業における補助金の交付について、申請者及び住宅が対象となっていないこと</p> <p>⑤昭和56年5月31日以前に建築されていた建物の場合は、耐震性を有している証明がされていること</p>	<p>対象工事費用(消費税を除く)の1/3以内で上限100万円を超えない範囲</p> <p>主な対象外費用: 残置物片付け費、増築・増床・機能追加工事</p>	-	-	令和4年11月30日まで、かつ予算に達し次第受付終了	-	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikei/kakubu/kenchikujutaku/gvomu/2/1/4292.html	
空き家の活用支援事業	リフォーム補助(特定目的活用支援)事業	1年以上居住していない空き家を、学生・留学生等の共同住宅や、地域のコミュニティスペースなどの「まちづくりの活動拠点」として活用するために改修する費用に対し補助(法人からの申請も可能)	<p>対象者</p> <p>①売買・相続・譲渡等により取得した空き家を特定目的で活用しようとする個人</p> <p>②賃借して特定目的で活用しようとする個人または法人</p> <p>③空き家の所有者で、第三者に賃借し、特定目的で活用しようとする個人または法人</p> <p>要件</p> <p>①申請前に「空家利活用センター」へ事前相談した者(現地調査により申請が適切な者)</p> <p>②前橋市内に本店・支店・営業所・営業拠点を置く者と工事契約すること</p> <p>③市税の滞納がない者</p> <p>④過去に本事業における補助金の交付について、申請者及び住宅が対象となっていないこと</p> <p>⑤昭和56年5月31日以前に建築されていた建物の場合は、耐震性を有している証明がされていること</p>	<p>対象工事費用(消費税を除く)の1/3以内で上限100万円を超えない範囲</p> <p>主な対象外費用: 残置物片付け費、増築・増床・機能追加工事</p>	-	-	令和4年11月30日まで、かつ予算に達し次第受付終了	-	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikei/kakubu/kenchikujutaku/gvomu/2/1/4292.html	
空き家等を活用した二世世代近居・同居住宅支援事業	二世世代近居・同居住宅建築補助事業	親又は子と近居(直線距離が概ね1Km以内)又は同居するために、1年以上居住していない空き家を取得しその空き家を除却して、跡地に住宅を新築する費用に対し補助。	<p>対象者</p> <p>①売買・相続・譲渡等により取得した空き家を除却した跡地に、6か月以内に住宅を建築しようとする個人</p> <p>要件</p> <p>①申請前に「空家利活用センター」へ事前相談した者(現地調査により申請が適切な者)</p> <p>②前橋市内に本店・支店・営業所・営業拠点を置く者と工事契約すること。</p> <p>③市税の滞納がない者</p> <p>④過去に本事業における補助金の交付について、申請者及び住宅が対象となっていないこと</p>	<p>対象工事費用(消費税を除く)の1/3以内で上限80万円を超えない範囲</p> <p>主な対象外費用: 空き家及び土地の取得に係る費用、空き家の解体費、下水道接続工事、附属構築物の設置費用、後付け設備の購入費</p>	-	-	令和4年11月30日まで、かつ予算に達し次第受付終了	-	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikei/kakubu/kenchikujutaku/gvomu/2/1/4292.html	
老朽空き家等対策事業	老朽空き家等対策事業	昭和56年5月31日以前に建築され倒壊の危険のおそれや将来的に特定空き家となる可能性がある1年以上居住していない空き家を、解体する費用に対し補助。 ※解体された跡地を整備した場合(駐車場(アスファルト、コンクリートによる舗装又は住宅や店舗の建築)、補助の加算有り)。	<p>対象者</p> <p>①空き家の所有者で、解体しようとする個人</p> <p>②空き家の所有者の法定相続人で、解体しようとする個人</p> <p>③空き家の所有者等から承諾を得て、解体しようとする個人</p> <p>要件</p> <p>①申請前に「空家利活用センター」へ事前相談した者(現地調査により申請が適切な者)</p> <p>②前橋市内に本店・支店・営業所・営業拠点を置く者と工事契約すること</p> <p>③市税の滞納がない者</p> <p>④過去に本事業における補助金の交付について、申請者及び住宅が対象となっていないこと</p>	<p>対象工事費用(消費税を除く)の1/3以内で上限20万円を超えない範囲</p> <p>加算額: 駐車場等の場合10万円 住宅建築の場合10万円 (住宅建築する跡地が居住誘導区域内の場合、さらに20万円)</p> <p>主な対象外費用: 残置物片付け費、物置・カーポート等撤去費、庭石撤去費、浄化槽処分費</p>	-	-	令和5年3月10日まで、かつ予算に達し次第受付終了	-	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikei/kakubu/kenchikujutaku/gvomu/2/1/4292.html	